

公益財団法人公益法人協会 第20回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成29年6月27日(火) 15時～17時10分
- 2 開催された場所 如水会館 1階「コンファレンスルーム」
- 3 評議員総数及び定足数
総数 27名、定足数 14名
- 4 出席評議員数 20名
(出席) 秋山孝二、石山 勉、伊藤博士、伊藤道雄、今井 渉、大貫正男、小方 泰、
黒田かをり、小西恵一郎、笹部俊雄、高橋 洋、高橋陽子、谷井 浩、鶴見和雄、
徳川義崇、振角秀行、宮崎幸雄、茂木義三郎、山本雅貴、吉井實行
注) 茂木評議員は第1号議案説明中に着席した。
(欠席) 大西健丞、渋谷雅英、茶野順子、轟木洋子、中野佳代子、野村 萬、深尾昌峰
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子
(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事
(議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事

5 議 題

決議事項

- 第1号議案 「議事録署名人の選出」の件
- 第2号議案 「平成28年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件
- 第3号議案 「平成28年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書
並びに財産目録の承認」の件
- 第4号議案 「理事の選任」の件
- 第5号議案 「監事の選任」の件
- 第6号議案 「評議員の選任」の件
- 第7号議案 「評議員会会長の選任」の件
- 第8号議案 「役員等候補選出委員会委員の選任」の件
- 第9号議案 「『役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程』の改定」の件

報告事項

- ① 役員等候補選出委員会の審議結果
- ② 第40回理事会の審議結果
- ③ 「公益目的事業に係る変更認定・変更届出に関する要望書」
- ④ 「休眠預金活用制度」への対応
- ⑤ 「資産運用アンケート」結果の意見等
- ⑥ 平成29年度 内閣府委託相談会事業の落札
- ⑦ 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況
- ⑧ 第8回東アジア市民社会フォーラム
- ⑨ 「ドイツの企業財団と信託」セミナー

⑩ その他職務執行報告

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数27名中19名が出席(その後1名が到着して20名となった)、したがって開催要件の定足数たる過半数14名以上の出席を充足している旨の確認があり、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、振角秀行、宮崎幸雄の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「平成28年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案「平成28年度計算書類及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じて太田理事長から、平成28年度事業報告に係る第2号議案の説明として、平成28年度事業計画にある5つの基本方針の実施状況等の総括につき、次のとおり事業報告があった。

〔事業報告〕

<基本方針1> 普及啓発事業

- 1) 国内外の非営利組織との連携による事業の一層の拡充を図る。
- 2) 引き続き非営利組織の運営（機関、会計、税務、人事・総務）についてタイムリーな書籍の出版を行う。
- 3) 非営利組織の検索及び情報提供サイトとしてのNOPODASの一層の拡充を図る。
- 4) その他、大学生による夏季インターンシップの対象校拡大、オープンカレッジへのテーマ採択、推進及びメディア懇談会の開催を企画する。

(結果) 国内外連携事業は成果を挙げた。10月に開催したJWL I 2016 東京サミット「女性がリードする社会変革を」は主催者である米国フィッシュ・ファミリー財団の日本側オーガナイザーとして、また、11月の東アジア市民社会第7回フォーラム東京大会「市民社会とソーシャルイノベーション」では日本側主催団体としてそれぞれ成功を収めた他、平成28年熊本地震に関しては草の根支援組織応援基金を募集、現地で支援活動を行う17団体に851万円余の配分助成を行った。

<基本方針2> 能力開発・支援事業

- 1) 相談機能の一層の充実を図る。
- 2) 引き続きニーズの多い各種テーマによるセミナーの開催、少人数のピア・ラーニング方式による研修などを企画する。
- 3) 啓発記事と解説記事のバランスを考慮しつつ機関誌発行を心掛ける。

- 4) 「情報公開共同サイト」については、(一財)非営利組織評価センターとの協力等により、新たな利用法人の開拓を図る。

(結果) 地方相談室は 28 年度から、大阪に続く第二、第三の窓口開設が進行中である。札幌、福岡、名古屋等で相談室開設に向けて地元の専門職と提携を検討、うち札幌は開設が有望で、西日本では松山で年度内に態勢が整う。いずれも社会福祉法人を含む相談に対応可能である。セミナーは年間で計 151 回開催したが、これは営業日数を考えると 2 日に 1 回以上の回数になる。28 年度は初めて、社会福祉法人を対象としたセミナーを開催した。月刊誌では新企画として実務者の利便を図る「運営カレンダー」、普及啓発のための「日本のフィランソロピーを探る」の連載を開始した。

<基本方針 3> 調査研究事業

- 1) 台頭する社会的企業について、主として法制・税制面から学識経験者による研究調査委員会の立ち上げの可能性に関する調査を行う。
- 2) 非営利法人判例等研究会を引き続き定期開催する。
- 3) 英米の非営利組織に対する遺贈等資産寄附に関し、税制及びその実情について外部専門家等と共同して調査を進める。

(結果) 28 年度は秋に「社会的企業研究会」準備委員会を立ち上げ、29 年度は正式委員会として軌道に乗せることとした。非営利法人に関する判例等研究会は 2 年目に入り、順調に継続している。一方、英米の資産税制に関する研究はある大学に依頼したが、未達に終わった。

<基本方針 4> 提言事業

- 1) 新公益法人制度において、収支相償規制及び事業変更手続など運用面又は制度的に見直しを要する事項について引き続き要望活動を継続する。
- 2) 国会提出も現実化してきた公益信託法改正について、適時に要望活動を継続する。
- 3) 平成 29 年度税制改正について、引き続き提言する。特に資産寄附税制については他の非営利組織との共同提案も考慮する。
- 4) 調査研究事業や提言事業に関連し、専門委員会での事前検討やフィードバックを企画する。

(結果) 内閣府が公表した「変更認定・変更届出ガイド」に対して意見書を提出した他、(一財)かわさき市民しきんの公益認定申請に対して不認定とした、神奈川県公益認定等審議会には、日本 NPO センター、助成財団センターなど 3 団体と連名で意見書を提出した。また、公益信託法の改正に関する、法務省法制審議会信託法部会へは臨時委員である平川監事他が出席して意見を開陳した。税制改正要望に関しては、租税特別措置法の適用手続の簡素化に関して一定の成果を得た。

<基本方針 5> 法人管理

- 1) 引き続き会員増強を図るが、一般法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人などにも魅力ある会員サービスを企画する。
- 2) 財務体質を改善するため、中計に基づき平成 26 年度より 10 年間で純資産 1 億円

達成に向けて、努力する。

(結果) 会員数は残念ながら3年ぶりに純減となった。一方で経常収支は3年連続のプラスを確保することができた。中期目標で掲げた財務体質の強化に向け、財務的な改善の途上にある。

[計算書類等]

続いて、議長の求めに応じて、金沢専務理事より第2号議案について別資料により次のとおり説明があった。説明によると、28年度は経常増減で285万円のプラスであり、3年連続の黒字となった。内訳は、新入会の減少により受取入会金は170万円減少したが、受取会費55万円の増加は、全員で会費の回収に努めた結果である。国内外連携では、JWL I 2016東京サミットのマネジメントフィー374万円も黒字に寄与した。一方、セミナー事業をみると、27年度はマイナンバー法施行による特別セミナー（十数回開催）の特需により合計6,547万円と過去最高の収益を上げたが、28年度は「マイナンバー」セミナー収益はゼロであったが、会計セミナーが前年度を上回り6,162万円を確保した。機関誌事業の広告収益956万円は前年度から微増、情報公開事業も1,000万円台をキープした。また、費用では、通信運搬費がセミナーのDM等により200万、講師等に支払う諸謝金も同様に400万円増加した。なお、事業以外で大きな収益源である年会費・入会金及び一般寄付金は、公益7：法人会計3により配賦を行った。公益目的事業は433万円のマイナスであり、収支相償、公益目的事業比率、遊休財産の保有制限はいずれもクリアしている。以上であった。

議案説明の後、中田監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号議案及び第2号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(小西評議員) 計算書類等案の8頁目、特定資産に関する注記の中の「使途指定特別寄附金」、これは私の関連団体による特別寄附金であるが、公益目的事業I・普及啓発事業で全て使用するように指定した。そのため、8頁の特定資産の記載では当期増加額に3円の利息が計上されているにもかかわらず、3頁のII指定正味財産増減の部においては、8頁の注記にある当期増加額の3円を特定資産運用益として記載されていない。これは間違いではないか。

(中田監事) 利息は寄附者から特に指定のないときは、指定正味財産ではなく一般正味財産に繰り入れられるのが正しい会計処理である。当期増加額3円は0が正しい。監査を行った後、事務局が修正していなかったのだと思う。

(小西評議員) 寄付した際に、利息も指定正味財産であると指定したはず。文書には残っていないが。本人がここにいるので、あらためて利息についても指定正味財産としていただくことはできるか。

(太田理事長) 利息は当然、指定された用途に向かうべきものだ我々は解釈している。しかしながら、内閣府は一昨年のFAQで、元本、利息双方を明確に文書で指定した場合に限り指定正味財産とすると発表した。よって、現在では当協会主催セミナー等における講義でも、元本及び利息も用途を指定して寄附書を書いてくださいとお願いしている。中田監事の解釈はFAQに沿っており、監事としてのお考えは公益目的事業1に入れるのではなく一般正味財産に入れるのが適当であると解釈された。財務諸表に対する注記の部分が間違っているということなので、注記の当期増加額に計上された3円を0円にする。決算そのものには影響しないが、修正する。

(小西評議員) それから、貸借対照表の固定資産の箇所、(2)特定資産の一般正味財産の「うち特定資産への充当額」の当年度、前年度欄にそれぞれ特定費用準備資金の8,159,290円が抜けているのではないか。

(中田監事) 確かにその通りである。

(小西評議員) 貸借対照表及び計算書類の注記の二点において間違った記載があり、法人の財産及び損益の状況を適正に示していなかったため、評議員として監事に注意申し上げる。

(太田理事長) 貸借対照表と注記は修正する。

(伊藤道雄評議員) 「事業報告案」について。4行目「今後このような社会課題の解決に向けて…これらの社会課題を解決することが望まれている」の概念を確認したい。非営利セクターは労働組合、協同組合等も含まれるのではないかと理解している。労働組合や協同組合は、利他主義というよりも仲間内の共済的な側面がある。そのような理解が誤っているのかどうか。公益法人協会が民間公益活動を推進するに当たって、これらを仲間に入れて活動を展開する姿勢かどうかお聞きしたい。

(太田理事長) 講学上協同組合、労働組合は中間法人とされる説が有力だが、私は広い意味での非営利セクター、市民セクターに含めていいのではないかと考えている。

(伊藤道雄評議員) それらの団体の代表が評議員会に入ってもよいということか。大同団結をして日本社会を変革していく。

(太田理事長) 民主党政権下の「新しい公共円卓会議」で、市民セクターと政府の協定(コンパクト)に関するWGがあった。その報告書では中間法的な労働組合、協同組合も含めて市民セクターと呼び、我々もそのような理解している。生協のシンクタンクのような生協総合研究所があるが、すでにそこの小方さんには評議員に入っている。労働組合出身の方は今までおられなかったが、後の議案では、連合の副事務局長で、公益財団法人日本労働文化財団の専務理事である方もこの度、新任評議員候補者として名前が挙がっている。その辺り、幅広く捉えていきたいと考えている。

(高橋議長) 営利セクター、ソーシャルビジネス等世の中の動きが様々に出てきている。

審議の結果、第2号議案が、続いて計算書類等は修正を行う条件付きで、第3号議案を出席評議員全員一致で可決した。

第4号議案「理事の選任」の件

議長の求めに応じて、太田理事長から、理事は非改選の1名を除き13名が改選であるが、1名より退任の申し出があった。続いて、再任候補者12名、新任候補者2名の氏名、生年、略歴、

当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり再任12名、新任2名が選任されると、改選後の理事総数は15名(定数10～15名)となる、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

浦上節子、太田達男、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、高宮 洋一、田中 皓、
橋本大二郎、早瀬 昇、福原義春、堀田 力、山岡義典

(新任)

亀谷かをり(黒田かをり)、鶴見和雄

任期はいずれも、選任された日から平成31年定時評議員会終結の時まで。

第5号議案「監事の選任」の件

同じく太田理事長から、監事は現3名のうち1名が改選であるが、その1名は再任候補者である旨、また、原案どおり選任されると、改選後の監事総数は3名(定数2～3名)で変わらない旨の説明があった。

審議の結果、次のとおり再任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

谷村 啓

任期は、選任された日から平成33年定時評議員会終結の時まで。

第6号議案「評議員の選任」の件

同じく太田理事長から、評議員の改選案について説明があった。説明によると、現評議員27名のうち、15名が改選期に当たるが、うち5名からは再任を希望しない旨の申し出があり、また、非改選の評議員のうち2名から辞任の申し出があった。続いて、再任候補者10名、新任候補者5名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり選任されると、評議員総数は改選前より2名減って25名(定数20～30名)になる、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を、出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

伊藤道雄、大貫正男、小西恵一郎、笹部俊雄、渋沢雅英、高橋陽子、谷井浩、徳川義崇、
轟木洋子、野村萬

(新任)

浅野 有 (公財)トヨタ財団常務理事
上保 紀夫 (公財)鹿島学術振興財団常務理事
木村 裕士 (公財)日本労働文化財団代表理事・専務理事
蓑 康久 (公財)住友財団常務理事
渡邊 肇 (公財)三菱財団常務理事

任期はいずれも、選任された日から平成33年定時評議員会終結の時まで。

なお、任期満了による退任5名及び辞任2名は次のとおり。

(退任)石山 勉、伊藤博士、黒田かをり、宮崎幸雄、茂木義三郎

(辞任)大西健丞、鶴見和雄

第7号議案「評議員会会長の選任」の件

議長が、評議員として一旦任期が終了した評議員会会長の改選について、出席評議員に諮ったところ、谷井評議員より、評議員として再任された高橋陽子評議員会会長の再任に係る提案があった。審議の結果、提案どおり高橋評議員会会長の再任を、出席評議員全員一致で可決した。

第8号議案「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

議長より、同議案を提案した経緯の説明に続いて、非改選の今井評議員並びに評議員会会長に再任されたことで同選出委員会の委員長となる高橋評議員を除く、伊藤道雄、大貫正男、谷井浩評議員の3名の再任、また、新任として茶野順子、徳川義崇の両評議員をそれぞれ候補者とする提案があった。審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

第9号議案「『役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程』の改定」の件

議長の求めに応じ、鈴木専務理事から議案説明があった。説明によると、同規程第7条で役員退職慰労金の算定対象期間(上限8年間)を定めているが、就任期間が8年を超える場合、就任からの8年間に固定されており、在任期間中の報酬額の変動に十分には対応していない。就任期間のうち、任意の連続する8年間を選択できるよう改定することが今回の趣旨であり、今回は支払対象役員がいることから、施行日は当評議員会の決議日とする旨の議案説明があった。

本案に関して評議員から次の意見があり、意見中、常勤理事の3名は退室した。

(小西評議員) 公益法人界を背負って立つ公益法人協会の役員報酬としては、金額が少なすぎる印象がある。

(徳川評議員) 「任意」とすると、解釈により金額が多くも少なくもなる。在任中の役員報酬は、任期が最後の方は減る可能性がある。任意で期間を取る場合、その根拠の説明が求められる。最高額にしてはどうか。

(山本評議員) 常勤理事の任期中「8年間」の具体的な根拠は何か。在任期間全部というのではだめなのか。

(小西評議員) 最高月額×在任年数を退職慰労金の上限、ということではどうか。

(高橋議長) この規程の制定後、太田理事長が初めて「8年」の適用対象だったのではないかと前例になると思うが、現在の業務執行理事3名はすべて任期が8年以上に当たる。任意にしておくことの意味は、その時に審議する評議員が、人柄、働きを評価する余地を残すことになると思う。

(石山評議員) 最高額はあくまで上限の額、ということ。相応しくない方は、上限に達しない額とすればよいのではないかと。

(高橋議長) 案文の「任意の8年」の根拠がよく分からないのでそれを削除し、最高月額に在任年数をかけたものを上限としてその都度決めること、前例としないということによろしいでしょうか。お働きに感謝を込める、という意味もある。

以下は、一旦退室した常勤理事が席に戻ってからの意見、質疑応答。

(太田理事長) 新しい提案では、任期の中で一番高い月額に勤続年数をかけてそれを上限とし、個々の報酬は当然、その範囲内で理事会が決定する。そうした理解でよいか。

(鈴木専務理事) 現在の常勤理事3名の退職慰労金の引当金は、1,187万円で積立ては終了し

ている。今期で退職する役員に最高額を支払うとすると金額が足りなくなるので、その場合は審議が必要になる。

(太田理事長) そのような規程の中で勘案するということか。

(徳川評議員) 現行の規程では、特別功労金のようなものは認められない。規程上の上限が決まっても、特別加算は認められていない。上限はある程度余裕を持たせることがよいのではないか。

(茂木評議員) 考え方は理解できるが、この場の議論を文書に落とし込み確認するプロセスが必要ではないか。最終的には執行部門で規定に落とし込む(加筆修正)ことになるのであろう。とすれば、文書化されたものを再度評議員会で確認(承認)する必要があるのではないか。

(小西評議員) 文書化については、決議の省略の方法で行ってはどうか。

(鈴木専務理事) 現行の規程第7条2項の但し書きを削除することだけで足りるのではないか。

(石山評議員) それだと積み上げ算定であるので、最高額を積算する方式にはならない。

(太田理事長) 一番高い時の報酬×年数ということになるが、これは皆さんの共通の認識でよいのか。

(谷井評議員) 施行日は原案どおり本日付でお願いしたい。

(今井評議員) 理事会の決議に差し戻し、そこから改めて評議員会に諮る、との手続は必要となるか。

(太田理事長) そのように理解する。大変ありがたいお話をいただいたと思っているが、現実に公益法人協会の財務を十分知っており、諸般の事情を勘案すると、あくまで上限としてということで理解したい。

(小西評議員) 議案と関係ないが、責任ある連帯感を保つためには、役員、評議員の任期を全員揃えることも今後検討していただきたい。

審議の結果、改めて決議の省略の方法による決議を行うことを条件として、原案を修正することを出席評議員全員一致で可決した。

○ 報告事項

以下①～⑨の項目につき、理事長より報告があった。

① 役員等候補選出委員会の審議結果

第4号から第6号議案にて、説明済み。

② 第40回理事会の審議結果

今月9日に開催した理事会では、本評議員会に提出するための平成28年度事業報告案、同計算書類等案、役員及び評議員候補者名簿、役員報酬規程案の承認の他、平成27年12月に理事会で決議した特定費用準備資金に係る新たな対応、熊本地震関係基金の追加配分、個人情報保護法完全施行に係る関係規程の改定、本評議員会の追加議題につき決議した。

③ 「公益目的事業に係る変更認定・変更届出に関する要望書」

公益認定法施行規則第7条3号の改正等に関する要望書を、5月29日付で内閣府公益認定等委員会委員長宛てに提出した。

④ 「休眠預金活用制度」への対応

公益法人には休眠預金はNPO法人等が対象であり、自分たちは関係ないと考えているところがあり、多くは無関心である。PRのためアンケートを実施し、周知のためのセミナーを開催したい。

⑤ 「資産運用アンケート」結果の意見等

同アンケートの結果がまとまったので、近々報告書として刊行する予定である。

⑥ 平成29年度 内閣府委託相談会事業の落札

本年も競争入札に応札、強力な競合相手がいたものの8年連続で落札することができた。

⑦ 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況

大口の会員2財団をはじめ、(公社)成年後見センター・リーガルサポート等の寄附による残額がある。本年度も配分委員会により支援先を定め、理事会で承認いただきたい。

⑧ 第8回東アジア市民社会フォーラム

日・中・韓3か国による標記イベントを8月下旬、本年は韓国・慶州で開催する。テーマは「被災地におけるまちづくり・コミュニティ再生」。ご関心の向きはぜひご参加いただきたい。

⑨ 「ドイツの企業財団と信託」セミナー

助成財団センターとの共催により6月14日、独・ミュンスター大学のゼンガー教授によるセミナーを当協会会議室で開催した。

⑩ その他職務執行報告

内閣府より誤りを指摘されていた特定費用準備資金について、金沢専務理事より報告及び説明があった。

(金沢専務理事) 平成27年12月に特定費用準備資金として積み立てた資金の対応を巡り、内閣府と調整を行ったが折り合わず、行政庁では勧告に近いレベルまで達していると推測される。具体的には、①26年度の公益目的事業に生じた黒字815万円余を特費として積んだが、費用の取崩しが明記されていない、②赤字の時に補填するという漠然とした書き方(費用項目が特定されていない)及び③単なる収支の変動があった場合に備えて積むという考えに対し、特費の条件に合わないという指摘を受けていた。これに対して6月9日開催の第40回理事会では、当時の特定費用準備資金の対応が誤ったものであるとし、その特費がなかったものとし、一旦全額の取り崩しを行い、その結果815万円は単なる剰余金として処理することとした。この結果、28年度の決算において、公益目的事業の赤字額相当額が、収支相償の計算(別表A)中でマイナスされ、さらには29年度の公益目的事業の赤字(恐らく500万円以上)により消滅すると考えられる、ということが理事会において決議された。結果については、内閣府の回答待ちである。評議員会は理事会を監視するという立場からご報告申し上げたが、本件は理事会の監督責任と決議内容が問われた厳しいものである。

(鶴見評議員) 非常に重要な問題だと思う。今日の評議員会では、報告事項の独立項目に挙がっていないことが気になる。

(金沢専務理事) 報告事項の②「第40回理事会の審議結果」に含まれる形になった、との認

識でいる。

また、上記以外の職務執行の項目については、別添の配布資料をご覧ください、との説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成29年 8月10日

議 長 高橋 陽子

議事録署名人 振角 秀行

議事録署名人 宮崎 幸雄

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文
総務部 松野 亜希子